

岡崎市障がい者支援施設の設備及び運営の基準に関する規則

平成25年 2月25日

規則第23号

改正 平成26年 3月27日規則第18号

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則第6条)

(趣旨)

第1条 この規則は、岡崎市障がい者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第55号。以下「条例」という。)第20条の規定に基づき、障がい者支援施設の設備及び運営の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「常勤換算方法」とは、障がい者支援施設の職員の勤務延べ時間数を当該障がい者支援施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該障がい者支援施設の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び条例において使用する用語の例による。

(職員の配置の基準)

第3条 障がい者支援施設は、施設長を1人置くほか、障がい者支援施設に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活介護を行う場合

ア 生活介護を行う場合に置くべき職員の員数は、次のとおりとする。

(ア) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(イ) 看護職員、理学療法士又は作業療法士(条例第4条第2項に規定する機能訓練指導員を含む。以下この号及び第2号ア(ア)において同じ。)及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とすること。

(a) 次のiからiiiまでに掲げる利用者の平均障がい支援区分(厚生労働大臣が定めるところにより算定した障がい支援区分の平均値をいう。以下この号において同じ。)に応じ、それぞれiからiiiまでに定める数

i 利用者の平均障がい支援区分が4未満 利用者(厚生労働大臣が定める者を除く。ii及びiiiにおいて同じ。)の数を6で除して得た数

ii 利用者の平均障がい支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数

iii 利用者の平均障がい支援区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数

(b) (a)iの厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除して得た数

b 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに1以上とすること。

c 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とすること。

d 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに1以上とすること。

(ウ) サービス管理責任者 次のa又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア(イ)の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は20人以上とする。

ウ ア(イ)の生活支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

エ ア(ウ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

(2) 自立訓練(機能訓練)を行う場合

ア 自立訓練(機能訓練)を行う場合に置くべき職員の員数は、次のとおりとする。

(ア) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法

で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。

b 看護職員の数は、1以上とすること。

c 理学療法士又は作業療法士の数は、1以上とすること。

d 生活支援員の数は、1以上とすること。

(イ) サービス管理責任者 次のa又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ 障がい者支援施設が、障がい者支援施設における自立訓練(機能訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練(機能訓練)(以下この条において「訪問による自立訓練(機能訓練)」という。)を提供する場合は、アの規定による職員に加えて、当該訪問による自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

ウ ア(ア)の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

エ ア(ア)の生活支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

オ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

(3) 自立訓練(生活訓練)を行う場合

ア 自立訓練(生活訓練)を行う場合に置くべき職員の員数は、次のとおりとする。

(ア) 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上

(イ) サービス管理責任者 次のa又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ 健康上の管理等の必要がある利用者があるために看護職員を置いている場合については、ア(ア)中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1以上とする。

ウ 障がい者支援施設が、障がい者支援施設における自立訓練(生活訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練(生活訓練)(以下この条において「訪問による自立訓練(生活訓練)」という。)を行う場合は、ア及びイの規定による職員に加えて、当該訪問による自立訓練(生活訓練)を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

エ ア(ア)の生活支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

オ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

(4) 就労移行支援を行う場合

ア 就労移行支援を行う場合に置くべき職員の員数は、次のとおりとする。

(ア) 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

a 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。

b 職業指導員の数は、1以上とすること。

c 生活支援員の数は、1以上とすること。

(イ) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上

(ウ) サービス管理責任者 次のa又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ 認定障がい者支援施設が就労移行支援を行う場合に置くべき職員の員数は、次のとおりとする。

(ア) 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

a 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とすること。

b 職業指導員の数は、1以上とすること。

c 生活支援員の数は、1以上とすること。

(イ) サービス管理責任者 次のa又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

ウ ア(ア)又はイ(ア)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤の者でなければならない。

エ ア(イ)の就労支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

オ ア(ウ)又はイ(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

(5) 就労継続支援B型を行う場合

ア 就労継続支援B型を行う場合に置くべき職員の員数は、次のとおりとする。

(ア) 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

a 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とすること。

b 職業指導員の数は、1以上とすること。

c 生活支援員の数は、1以上とすること。

(イ) サービス管理責任者 次のa又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア(ア)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤の者でなければならない。

ウ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

(6) 施設入所支援を行う場合

ア 施設入所支援を行う場合に置くべき職員の員数は、次のとおりとする。

(ア) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、次のa又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数とする。ただし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は厚生労働大臣が定める者に対してのみ提供が行われる施設入所支援の単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(イ) サービス管理責任者 当該障がい者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

イ ア(ア)の施設入所支援の単位は、施設入所支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の施設入所支援の単位を置く場合の施設入所支援の単位の利用定員は30人以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に施設障がい福祉サービスの事業を開始する場合は、推定数によるものとする。

3 第1項に規定する障がい者支援施設の職員(施設長を除く。)は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項の施設長は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、障がい者支援施設の管理上支障がない場合は、当該障がい者支援施設の他の業務に従事し、又は当該障がい者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)

第4条 複数の昼間実施サービスを行う障がい者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、前条第1項第1号イ、第2号ウ及びエ、第3号エ、第4号ウ(イ(ア)に係る部分を除く。)及びエ並びに第5号イの規定にかかわらず、当該障がい者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員(施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤の者でなければならないとすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う障がい者支援施設は、前条第1項第1号ア(ウ)及びエ、第2号ア(イ)及びオ、第3号ア(イ)及びオ、第4号ア(ウ)、イ(イ)及びオ並びに第5号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障がい者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならないとするこ

とができる。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(施設長の資格要件)

第5条 障がい者支援施設の施設長は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(従たる事務所を設置する場合における特例)

第6条 障がい者支援施設は、障がい者支援施設における主たる事業所(以下この条において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下この条において「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 従たる事業所は、6人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。

3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(サービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(設備の基準)

第7条 条例第7条第3項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第8条第4項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訓練・作業室 次に定めるとおりとすること。

ア 専ら当該障がい者支援施設が提供する施設障がい福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有するとともに、必要な機械器具等を備えること。

(2) 居室 次に定めるとおりとすること。

ア 地階には設けてはならないこと。

イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ウ 出入口のうち1以上は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

エ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

オ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(3) 食堂 食事の提供に支障がない広さを有するとともに、必要な備品を備えること。

(4) 浴室 利用者の特性に応じたものとする。

(5) 洗面所 居室のある階ごとに設けるとともに、利用者の特性に応じたものであること。

(6) 便所 次に定めるとおりとすること。

ア 居室のある階ごとに設けるとともに、利用者の特性に応じたものであること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(7) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(8) 廊下 次に定めるとおりとすること。

ア 幅は、1.5メートル以上(中廊下にあっては、1.8メートル以上)とすること。

イ 一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

3 条例第8条第1項に規定する相談室及び多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。

(運営規程)

第8条 障がい者支援施設は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1) 障がい者支援施設の目的及び運営の方針

- (2) 提供する施設障がい福祉サービスの種類
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間
- (5) 提供する施設障がい福祉サービスの種類ごとの利用定員
- (6) 提供する施設障がい福祉サービスの種類ごとの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (7) 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 提供する施設障がい福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第9条 障がい者支援施設は、利用者に対し、適切な施設障がい福祉サービスを提供できるよう、施設障がい福祉サービスの種類ごとに、職員の勤務体制を定めておかなければならない。

2 障がい者支援施設は、施設障がい福祉サービスの種類ごとに、当該障がい者支援施設の職員によって施設障がい福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 障がい者支援施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(施設長の責務)

第10条 障がい者支援施設の施設長は、当該障がい者支援施設の職員及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 障がい者支援施設の施設長は、当該障がい者支援施設の職員に条例及びこの規則の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(サービス管理責任者の責務)

第11条 サービス管理責任者は、第16条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うも

のとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、その者が現に利用している障がい福祉サービス事業を行う者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該障がい者支援施設以外における障がい福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができることを認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

(3) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(心身の状況等の把握)

第12条 障がい者支援施設は、施設障がい福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(障がい福祉サービス事業者等との連携等)

第13条 障がい者支援施設は、施設障がい福祉サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、他の障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 障がい者支援施設は、施設障がい福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(障がい者支援施設が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第14条 障がい者支援施設が、施設障がい福祉サービスを提供する利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに利用者へ金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第15条 障がい者支援施設は、当該障がい者支援施設の設置者が利用者に係る厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給

付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。
- (2) 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- (4) 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に取得させること。

(施設障がい福祉サービス計画の作成等)

第16条 障がい者支援施設の施設長は、サービス管理責任者に施設障がい福祉サービスに係る個別支援計画(以下「施設障がい福祉サービス計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 サービス管理責任者は、施設障がい福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障がい福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障がい福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障がい福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該障がい者支援施設が提供する施設障がい福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障がい福祉サービス計画の原案に位置付けるように努めなければならない。
- 5 サービス管理責任者は、施設障がい福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障がい福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する施設障がい福祉サービス計画の原案の内容について意見を求める

ものとする。

- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する施設障がい福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、施設障がい福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障がい福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、施設障がい福祉サービス計画の作成後、施設障がい福祉サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、施設障がい福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障がい福祉サービス計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に利用者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する施設障がい福祉サービス計画の変更について準用する。

(求職活動の支援等の実施)

第17条 障がい者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 障がい者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

3 障がい者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第18条 障がい者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

2 障がい者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。
(就職状況の報告)

第19条 障がい者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、市に報告しなければならない。
(食事)

第20条 障がい者支援施設(施設入所支援を提供する場合に限る。)は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

2 障がい者支援施設は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。

3 障がい者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障がいの特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

5 障がい者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障がい者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第21条 障がい者支援施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 障がい者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 障がい者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(衛生管理等)

第22条 障がい者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生

的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

- 2 障がい者支援施設は、障がい者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(健康管理)

第23条 障がい者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

- 2 障がい者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

第24条 障がい者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該障がい者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

(協力医療機関等)

第25条 障がい者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関(当該障がい者支援施設との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院又は診療所をいう。)を定めておかななければならない。

- 2 障がい者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関(当該障がい者支援施設との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている診療所をいう。)を定めておくよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第26条 職員は、現に施設障がい福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第27条 障がい者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 障がい者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
- 3 障がい者支援施設は、非常災害時の利用者の安全及び利用者に対する適切な処遇の確保を図るため、市、社会福祉施設、地域住民等との連携協力の体制を整備するよう努めなければならない。
- 4 障がい者支援施設は、非常災害に備え、災害時における飲料水、食料その他必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第28条 障がい者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第29条 障がい者支援施設は、利用者に対する施設障がい福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 障がい者支援施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- 3 障がい者支援施設は、利用者に対する施設障がい福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第30条 障がい者支援施設は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 障がい者支援施設は、利用者に対する施設障がい福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障がい福祉サービスを提供した日(第5号の記録については、当該費用を受領した日)から5年間保存しなければならない。

- (1) 条例第17条第2項に規定する身体拘束等の記録
- (2) 条例第19条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (3) 施設障がい福祉サービス計画
- (4) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (5) 施設障がい福祉サービスに要した費用の請求及び受領に係る記録

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年10月1日前に存する知的障がい者更生施設が施設障がい福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第7条第2項第2号オの規定は、当分の間、適用しない。
- 3 平成18年10月1日前に存する知的障がい者更生施設が施設障がい福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第7条第2項の規定を適用する場合においては、同条第2項第8号ア中「1.5メートル」とあるのは「1.35メートル」とする。
- 4 平成18年10月1日前に存する知的障がい者更生施設が施設障がい福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第7条第2項第8号イの規定は、当分の間、適用しない。
- 5 この規則の施行の際現に存する障がい者支援施設(これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)が事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、第7条第2項第6号イの規定は、当分の間、適用しない。

附 則(平成26年3月27日規則第18号抄)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。